

高圧ガス保安法に基づく行政処分について

発表日：令和4年9月1日
防災危機管理部産業保安課

高圧ガス保安法（以下「法」という。）に基づく容器検査所の登録を受けた者に対し、以下のとおり行政処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者

- 会社名 日東燃料工業株式会社
- 代表者 赤津 正弥
- 本社住所 東京都足立区六木一丁目19番13号

2 処分の対象となる容器検査所

- 名称 日東燃料工業株式会社 市原営業所
- 住所 千葉県市原市江子田岩谷前144番地

3 処分の年月日

令和4年9月1日

4 処分の内容

容器再検査の停止命令。

ただし、小容器・自動車用容器用非水套式耐圧試験装置を用いて行う容器再検査に限る。

処分の期間は、令和4年9月2日から令和4年10月1日までの30日間。

5 処分の根拠となる法律及びその原因となる事実

[別紙（PDF：5.7KB）](#) のとおり

お問い合わせ

所属課室：[防災危機管理部産業保安課](#) 保安対策室

電話番号：043-223-2736

ファックス番号：043-227-3548

メールでお問い合わせ

電話番号：043-223-2110（代表）

法人番号：4000020120006

Copyright © Chiba Prefectural Government. All rights reserved.

処分の根拠となる法律及びその原因となる事実

処分の根拠となる法令	処分の原因となる事実
高圧ガス保安法（以下「法」という。）第53条第2号	<p>容器再検査において、法に定める検査方法の一部（耐圧試験）を実施しないまま合格と判定し、容器に虚偽の刻印をしていた。</p> <p>このことは、法第49条第3項の規定に違反したときに該当する。</p>
法第53条第2号	<p>容器検査所の登録を受けた者は、検査主任者に容器再検査の実施について監督させることができていなかった。</p> <p>このことは、法第52条第1項の規定に違反したときに該当する。</p>
法第53条第4号	<p>容器再検査において、法に定める検査方法の一部（耐圧試験）を実施しないまま合格と判定し、帳簿に虚偽の記載をしていた。</p> <p>このことは、法第60条第1項の規定による帳簿に虚偽の記載をしたときに該当する。</p>